

令和8年4月15日

南相馬市農業委員会
4月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和8年4月15日(水) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀一	出	11	井上 純子	出
2	西山 健司	出	12	杉本 正宏	出
3	横山 仁	出	13	濱田 賢次	欠
4	根本 剛実	出	14	清信 眞一	出
5	桑折 一洋	出	15	今野 秀幸	出
6	水谷 隆	出	16	濱名 弘幸	出
7	遠藤 一郎	出	17	半谷 眞知子	出
8	前田 一郎	出	18	塚野 邦好	出
9	荒 利敬	出	19	今野 由喜	出
10	鎌田 宣義	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 佐藤 修一 鹿島区 林 久良 原町区 志賀 恒夫

3. 出席職員

事務局

局長 戸浪 誠 次長 大坪 勇彦 主査 林 雄司
主査 宮本 達男 副主査 福島 沙奈

農地集積課

課長補佐 舘野 幸一郎 係長 但野 典康 主査 遠藤 昌治
副主査 米本 一樹 主事 菅野 伸一

4. 日 程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 報告第 12 号 専決処分の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 13 号 違反転用事案の報告について |
| 日程第 5 | 議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画の決定について |
| 日程第 6 | 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分） |
| 日程第 9 | 議案第 38 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分） |
| 日程第 10 | 議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分） |
| 日程第 11 | 議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 12 | 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分） |
| 日程第 13 | 議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 14 | 議案第 43 号 現況確認証明申請について |

5. 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和8年4月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、13番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号4番委員、5番委員、6番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。3月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。以上をもって、諸般の報告いたします。

議 長 次に、日程第3、報告第12号「専決処分の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第12号、専決第7号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が、贈与税納税猶予が1件、不動産取得税徴収猶予が1件ありました。詳細につきましては、記載のとおり令和8年3月17日付けの専決です。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第13号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 先ず、議案の一部訂正を報告いたします。議案書の5ページ、整理番号2番の土地利用計画との関係について、農振法関係の区域区分につきまして誤りがありましたので、正誤表のとおり訂正いたします。それでは、報告第13号についてご説明いたします。議案書の5ページから7ページ、整理番号1番から5番につ

いて、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、元々は、農業用施設用地として使用していたが、令和2年頃に相馬野馬追出場のための馬の放飼場として整備し、使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号2番については、昭和39年頃に住宅敷地として整備し使用しています。今般、住宅を建て替える計画があり、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号3番については、昭和43年頃から祖父が住宅進入路等を整備し、現在まで使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号4番については、令和3年頃に利便性が良かったことから、駐車場を整備し現在まで使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号5番については、平成25年頃に父が資材置場を整備し、貸資材置場等として現在も建設業者が使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、議案第34号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課 議案第34号について説明いたします。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めるものです。議案書の8ページから10ページまでとなります。対象地区は6地区で利用権の設定が15件となります。先ず、議案書の9ページ、整理番号1番から3番につきましては、小高区井田川地区における担い手への集積による新規契約となります。同じく、議案書の9ページ、整理

番号4番から7番につきましては、小高区大井・塚原地区における担い手への集積による新規契約となります。同じく、議案書の9ページ、整理番号8番及び9番につきましては、小高区村上・福岡地区における担い手への集積による新規契約となります。

続きまして、議案書の10ページ、整理番号10番から11番につきましては、原町区高地区における全地区の全契約満了に伴う新規契約となります。同じく、議案書の10ページ、整理番号12番及び13番につきましては、小高区の一般地区における担い手への集積による新規契約となります。同じく、議案書の10ページ、整理番号14番及び15番につきましては、原町区の一般地区における担い手への集積による新規契約となります。

いずれの案件も、賃借料につきましては、貸し手借り手双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局 議案の一部訂正を報告いたします。議案書の8ページ、議案本文中でございですが、福島復興再生特別措置法第17条の28第3項の規定、そのあとに、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項という文言がございますが、こちらは不要な文言でございますので、正誤表のとおり訂正いたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第6、議案第35号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件が2件ありまして、該当案件ごとに審議いたします。円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。それでは先ず、申請番号3番を審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、5番委員にはこの間退席をお願いいたします。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から申請番号3番の説明を求めます。

事務局 議案第35号、申請番号3番についてご説明いたします。議案書の11ページになります。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありまし

た。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。5番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、申請番号7番を審議いたします。同じく、9番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から申請番号7番の説明を求めます。

事務局 議案第35号申請番号7番についてご説明いたします。議案書の13ページになります。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。9番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、残り全部について審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第35号の残りの案件についてご説明いたします。議案書の11ページから13ページになります。申請番号1番から6番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

17番委員 議案書の13ページ、申請番号6番ですが、親子間で売買となっているが、生前一括贈与ではないでしょうか。

事務局 親子間、もしくは家族間でもございまして、売買で所有権を移転するケースはございます。一般的な感覚といたしましては、同じ世帯員、家族であれば、生前一括贈与が通常のものと思慮されるところでございまして、今回の案件につきましては、譲渡人が現在、成年後見人となられておりまして、そちらについて整理した上で検討した結果、売買というような整理となったと説明を受けております。

17番委員 了解しました。ありがとうございました。

議 長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第36号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第36号についてご説明いたします。議案書の14ページから15ページ

になります。申請番号1番から4番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第37号についてご説明いたします。議案書の16ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番については、住宅進入路等を整備するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第13号整理番号3番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

次に、申請番号2番については、駐車場を整備するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第13号整理番号4番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

次に、申請番号3番については、農業用倉庫を建築するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番及び3番について、3番委員。

3番委員 先ず、議案第37号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は1ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る4月14日午前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

た。

次に、議案第37号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は3ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る4月14日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、11番委員。

11番委員 議案第37号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は2ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る4月9日午後1時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第38号についてご説明いたします。議案書の17ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

 申請番号1番については、貸資材置場等を整備するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第13号整理番号5番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、10番委員。

10番委員 議案第38号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地

案内図は4ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る4月9日午前8時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第39号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 先ず、議案の一部訂正を報告いたします。議案書の18ページ、申請番号1番の事業計画変更の事由の中の変更前と変更後の事業計画の詳細(1)について、合計面積に誤りがありましたので、正誤表のとおり訂正いたします。それでは、議案第39号についてご説明いたします。議案書の18ページ、申請番号1番について、申請当事者、土地の表示、事業計画変更の事由については、記載のとおりです。補足を要する案件としまして、本案件は既に許可を受けているが事業未着手の案件について、事業計画の変更に伴い、敷地面積の増加及び土地利用計画が変更となるものです。なお、増加する敷地は、農地となりますので、議案第40号申請番号1番にて、農地転用について審議をお諮りします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第39号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は5ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る4月10日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 4 0 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 0 号についてご説明いたします。議案書の 1 9 ページ、申請番号 1 番から 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

 申請番号 1 番については、議案第 3 9 号申請番号 1 番の事業計画変更に伴い、転用する農地が増加したため、転用の可否の審議をお諮りするものです。

 次に、申請番号 2 番については、当該地は平成 3 0 年に転用の許可を受けた土地ですが、土地所有者が死亡したため、許可内容を履行できなくなりました。この度、当初許可とは別の者が転用許可を受けるものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、1 8 番委員。

1 8 番委員 議案第 4 0 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 5 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 4 月 1 0 日午前 1 1 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 4 0 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 6 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 4 月 9 日午後 2 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 4 1 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 1 号についてご説明いたします。議案書の 2 0 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号 1 番については、報告第 1 3 号整理番号 1 番の違反の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、1 6 番委員。

1 6 番委員 議案第 4 1 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 7 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 4 月 1 0 日午後 1 時 5 0 分頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 4 1 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 8 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 4 月 1 4 日午後 3 時より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 4 1 号申請番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 9 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 4 月 9 日午後 3 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 3、議案第 4 2 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 2 号についてご説明いたします。議案書の 2 1 ページ、申請番号 1 番から 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号 2 番については、報告第 1 3 号整理番号 2 番の違反の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願ひます。申請番号 1 番について、1 1 番委員。

1 番委員 議案第 4 1 号申請番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 9 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 4 月 9 日午後 3 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 4 2 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 1 0 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 4 月 1 0 日

午前11時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次、申請番号2番について、3番委員。

3番委員 議案第42号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は11ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る4月14日午後12時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次、日程第14、議案第43号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第43号についてご説明いたします。議案書の22ページから23ページ、申請番号1番及び7番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。今回申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番及び7番について、現地調査委員を代表しまして、3番委員から報告を願います。

3番委員 議案第43号申請番号1番から7番について、現地調査の報告をいたします。去る4月7日午後1時より、農業委員2名、推進委員1名、事務局1名、合計4名で現地調査を行いました。

申請番号1番について、報告いたします。現地案内図は12ページです。高速

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和8年4月15日

議事録署名人(4番・ネモト タケミ)

議事録署名人(5番・コオリ カズヒロ)

議事録署名人(6番・ミズガイ タカシ)
